

旧条例別表第3の8の項（流通業務施設区域に建築できる建築物）

都市計画法施行条例

別表第3の8の項 幹線道路の沿道又は自動車専用道路のインターチェンジ周辺における流通業務の用に供する施設で規則で定めるもの

都市計画に関する手続等を定める規則

別表第2の7の項 条例別表第3の8の項に規定する規則で定める施設

次のいずれかに該当する施設

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送に係るものを除く。）の用に供するもの
- (2) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供するもの

審査基準

- 1 周辺の地域における環境の保全上必要がある場合は、緩衝帯等が適切に配置されていること。
- 2 周辺の道路交通に支障をきたすおそれのある場合は、右折レーンの設置、進入道路の設置等による対策がなされていること。
- 3 立地について、あらかじめ土地利用計画に基づき市町長と協議し、これを了したものであること。

運用基準

緩衝帯等について

緩衝帯の基準は、敷地が1ha未満の場合は、幅員2m以上確保すること。なお、1ha以上の場合、法第33条第1項第10号の基準による。

添付図書

当基準に該当することは、次に掲げる添付図書により判断する。

- 1 理由書
- 2 一般貨物自動車運送事業又は倉庫業の用に供することを示す図書
- 3 立地についての市町長の意見書及び事前協議の内容を記載した図書
- 4 その他特別な事情がある場合は、これを説明するために必要な図書

（解説）

1 一般貨物自動車運送事業

（貨物自動車運送事業法第2条第2項）

この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

2 特別積合せ貨物運送事業

（同法同条第6項）

この法律において「特別積合せ貨物運送」とは、一般貨物自動車運送事業として行う運送のうち、営業所その他の事業場において集貨された貨物の仕分を行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものであって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。

注）貨物自動車運送事業法第2条第6項に規定する「特別積合せ貨物運送事業」の用に供する施設は、法第29条第1項第3号の公益施設に該当し許可不要である。

3 倉庫業

（倉庫業法第2条）

この法律で「倉庫」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面であって、物品の保管の用に供するものをいう。

(同法同条第2項)

この法律で「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預かり、一時預かりその他政令で定めるものを除く。）を行う営業をいう。